京都府特別養護老人ホーム等生活空間向上推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者健康福祉計画等に基づく着実な特別養護老人ホーム等の新規施設の 創設及び既存施設の増改築等を促進し、特別養護老人ホーム等の入居者の生活空間の量的・ 質的整備を図るとともに、高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備を推進し、京都式 地域包括ケアシステムの実現を図るため、特別養護老人ホーム等の施設整備を行う者に対 し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。) 及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において「特別養護老人ホーム等」とは、次の各号のいずれかに該当する ものをいう。
 - (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - (3) 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設(特別養護老人ホーム及び養護 老人ホームに併設又は一体的に整備されるものに限る。以下「併設老人ショートステイ 用居室」という。)
 - (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設 (以下「老人保健施設」という。)
 - (5) 病床転換助成事業(平成20年10月15日付け保発第10150002号厚生労働 省保険局長通知別紙の病床転換助成事業実施要綱(以下「病床転換実施要綱」とい う。)第2に定める事業をいう。)により整備する施設
 - (6) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームであって、知事が別に定める施設 (以下「高齢者あんしんサポートハウス」という。)
 - (7) 認知症医療と認知症ケアを包括的に提供する施設であって、知事が別に定める施設 (以下「認知症総合支援施設」という。)
 - (8) 多世代交流や健康づくりの拠点となる施設であって、知事が別に定める施設(以下 「高齢者共生型まちづくり拠点施設」という。)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町村(一部事務組合を含む)、社会福祉法人、 医療法人(病床転換助成事業にあっては、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の 規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者及び医療法第8条の規定により診療所 の開設の届出をした者を含む。)とする。ただし、前条第3号及び第6号を整備する場合 において、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームを設置する法人と一体的に整備を行う 者として市町村長が認めた法人については、補助金の交付対象とする。

(補助対象施設等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 特別養護老人ホーム(定員30人以上かつユニット型を基本とする。ただし、既存特別養護老人ホーム家族宿泊室整備事業(新たに家族宿泊室を整備するものに限る。)を実施する場合にあっては、既存の定員30人以上かつ従来型(ユニット型以外のものをいう。以下同じ。)であるものに限る。)及び併設老人ショートステイ用居室(ユニット型を基本とする。)
 - (2) 養護老人ホーム及び併設老人ショートステイ用居室
 - (3) 老人保健施設(定員30人以上かつユニット型を基本とする。)
 - (4) 病床転換実施要綱第2(6)に掲げる施設
 - (5) 高齢者あんしんサポートハウス
 - (6) 認知症総合支援施設
 - (7) 高齢者共生型まちづくり拠点施設

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、設備整備費、土地取得費及び土地造成費並びに他の補助金等(市町村の補助金は除く。)の交付の対象となる経費については、この要綱に基づく補助金は交付しない。
- 2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助金の額は、別表 第2に定めるとおりとする。

(実施計画の協議)

第6条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、知事が別に定める期日までに市町村長の 意見書を添付(病床転換助成事業及び開設準備経費助成事業を行う場合を除く。)の上、 別記第1号様式による事業実施計画書を提出し、知事に協議しなければならない。

(交付の申請)

第7条 規則第5条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により提出した申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事が別に定める様式による申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は 補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を 提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 規則第11条の規定により、知事が補助事業の遂行状況について報告を求めた場合は、知事が別に定める期日までに別に定める様式により報告するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、事業完 了の日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日 のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加 した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理する とともに、補助金の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が規則第19条の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。
- 3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

(書類の提出)

第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、正副各1部とし、特別養護老人 ホーム等の所在地を所管する京都府保健所の長を経由しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第5条関係)

区分	内容
工事費	生活空間基本整備事業、地域包括ケア推進事業、病床転換助成事業、既存特別養護老人ホーム家族宿泊室整備事業、認知症総合支援施設整備事業及び高齢者共生型まちづくり拠点施設整備事業に係る工事費または工事請負費
工事事務費	上記の工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗 品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等。ただし、工事費又は工 事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。
開設準備経費	高齢者あんしんサポートハウスの創設、認知症総合支援施設整備事業及び高齢者共生型まちづくり拠点施設整備事業において必要な開設前6箇月間の需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料。ただし、市町村が設置する場合にあっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項に規定する職員の給与を除く。

別表第2 (第5条関係)

事業名等	事業内容	補助額	備考
生活空間基本整備 事業	ートステイ用居室を含む。)の創設、	定員 1 人当たり 337万5,000円以内	

築、改築、老朽民間社会福祉施設整 ショートステイ用居 備(併設老人ショートステイ用居室を | 室を整備する場合又 除く。)

3 老人保健施設の創設及び改築 4高齢者あんしんサポートハウスの 創設

は既存施設等の改修 により高齢者あんし んサポートハウスを 創設する場合は、定 員1人当たり 168万7,500円以内)

老人保健施設は1施 設当たり 2,500万円以内

地域包括ケア推進 事業

|特別養護老人ホーム(併設老人ショー |特別養護老人ホー トステイ用居室を含む。)、養護老人 | ム、養護老人ホーム | ーム、養護老人 ホーム(併設老人ショートステイ用居 | 及び老人保健施設は | ホーム及び老人 室を含む。)、老人保健施設又は高 齢者あんしんサポートハウスにおい て次の整備を行う事業

1地域包括ケア連携相談室整備 介護支援専門員、医師、看護師等 が地域と施設との連携を図るための スペースの整備

2デイ(ケア)サービス施設整備 在宅サービス推進のためのデイサ ービス施設又はデイケア施設の整備 3家族宿泊室・地域交流室の整備

入居者と入居者の家族の交流のた めの宿泊室及び地域との交流のため の施設(地域交流スペース)の整備 4 転倒安心·安全整備

居室・共同生活室に係る衝撃を吸 収できる床の整備

5排泄自立促進。個別浴槽整備

居室内トイレ又は複数のユニット 内共同トイレの整備及び2ユニット 当たり1以上の個別浴槽の整備 6木のぬくもり整備

安らぎとぬくもりのある生活環境 を提供するための京都府内産の木材

1施設当たり 4.500万円以内 (ただし、事業内容 │の いず れか を の7を実施する場合 は、1施設当たり 5.500万円以内)

ートハウスは、1施 設当たり 2,000万円以内 (ただし、事業内容 の7を実施する場合 は、1施設当たり 3.500万円以内)

特別養護老人ホ 保健施設は事業 内容の1又は2 (高齢者あんしん サポートハウス は事業内容の1 を)必ず実施し |高齢者あんしんサポ | なければならな L1

	の積極的な活用による整備 7地域包括ケア推進拠点整備 地域の高齢者が参画し、その能力 を活かしながら、地元市町村の支援 のもと、地域における支え合いの取 組を推進するための拠点スペースの 整備		
病床転換助成事業	病床転換助成事業実施要綱第2 (5)に掲げる病床から転換する特別養護老人ホーム等の創設、改築及 び改修	創設に当たっては病 床 1 床当たり 100万円以内 改築に当たっては病 床 1 床当たり 120万円以内 改修に当たっては病 床 1 床当たり 50万円以内	補助対象となる 病床数は、病院 又は有床診療所 において減少し た病床数を上限 とする。
開設準備経費助成 事業	高齢者あんしんサポートハウスの創設において必要となる職員訓練期間中の雇上げ、地域に対する説明会等の開催等開設時から安定したサービスを提供するための体制整備	定員1人当たり 60万円以内	
既存特別養護老人 ホーム家族宿泊室 整備事業	既存の従来型の特別養護老人ホーム における看取り環境を整備するため の家族宿泊室の整備	1施設当たり 350万円以内	
認知症総合支援施設整備事業	認知症総合支援施設整備事業に係る 次の整備 ①専ら認知症に対応する診療所及び 訪問看護ステーションの整備 ②初期認知症支援拠点の整備 ③認知症デイケア施設の整備	①の整備に当たっては1,700万円以内②の整備に当たっては1施設当たり2,000万円以内③の整備に当たっては1施設当たり3,350万円以内	
高齢者共生型まち づくり拠点施設整 備事業	高齢者共生型まちづくり拠点施設の 整備	1 施設当たり 30,000万円以内	

注)病床転換助成事業の補助を受ける施設については、生活空間基本整備事業、地域包括ケア推進事業、開設準備経費助成事業、既存特別養護老人ホーム家族宿泊室整備事業、認知症総合支援施設整備事業及び高齢者共生型まちづくり拠点施設整備事業の補助を受けることはできない。